

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 第15節 航海情報記録装置 (航海情報記録装置) 25.0航海情報記録装置:Voyage Data Recorder (VDR)</p> <p>(a) 第2号の記録は、更新により古い記録が削除されてもよい。</p> <p>(b) 船舶救命設備規則心得42-2.0(a)～(b)は、第3号イの規定について準用する。</p> <p>(c) 第3号ハの「船舶に事故が発生した後」とは、事故の後に保護容器が火災、衝撃、貫通及び深海の水圧に堪えることを含む。</p> <p>(d) 船舶救命設備規則心得95.0(a)は、第4号イの規定について準用する。</p> <p>(e) 第4号ロの「回収を容易にするための手段」とは、捕捉することを手助けするものが備えられていること。</p> <p>(f) 船舶救命設備規則心得39.0(a)～(e)は、第4号ニの規定について準用する。</p> <p>(g) 第4号ホの「位置を特定するための信号」とは、初期所在信号及びその後の所在信号並びに所在ホーミング信号をいう。</p> <p>(h) 第5号により記録される情報は次のとおりであること。なお、本号に規定するデータの記録及び保存に影響を及ぼさない場合には、追加項目を記録することができる。</p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 第15節 航海情報記録装置 (航海情報記録装置) 25.0航海情報記録装置:Voyage Data Recorder (VDR)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(a) 第1号により記録される情報は次のとおりであること。</p>	

(1) 「日付及び時刻」として、船舶外部の情報源から得る西暦日付と世界標準時であること。また、船内時計は、有効な日付及び時刻のデータに同期すること。外部情報源を喪失している時間中は、船内時計が使用されること。

(2) (略)

(3) 「速度」として、船舶設備規程第146条の25に定める船速距離計による速度(対水及び対地の別も記録されること)

(4) 「船首方位」として、船首方位情報源による船首方位

(5) 「船橋における音響」として、指令部署、レーダー表示装置及び海図台等(MSC/Circ. 982に規定する全てのワークステーション。下記図参照。)の近辺における会話が録音できるように船橋に設置されたマイクログフォンにより収集された音響。

記録は船舶が通常運航している間の通常の話し声が適切な明瞭性をもって再生されるような記録であること。この性能は、船橋のあらゆる場所での単一の音声警報、装置の不良又は取り付け不良から生じるものを含まれたあらゆる雑音又は風が生じている間でも、全てのワークステーションで維持されること。これは、少なくとも2つのチャンネルの音声記録により達成されること。船橋ウイングにある外部マイクログフォンは、少なくとも1つの追加の分離されたチャンネル上で記録されること。

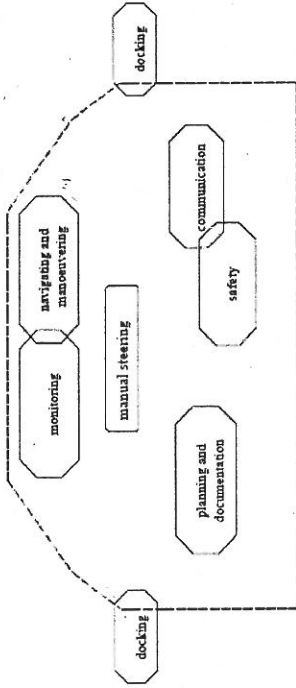
(1) 「日付及び時刻」として、内蔵時計又は接続された衛星航法装置又は無線航法装置の時計による西暦日付と世界標準時

(2) (略)

(3) 「速度」として、船速距離計による速度(対水又は対地の別も記録されること)

(4) 「船首方位」として、コンパスによる船首方位

(5) 「船橋における音響」として、指令部署、レーダー表示装置及び海図台等の近辺における会話並びに船内通信、船内放送及び音声警報等を捕捉できるように設置されたマイクログフォンにより収集された音響



ワークステーション

Navigating and manoeuvring:

着座又は立った状態で、最適な視界があり、情報が集中して提供され、稼働中の装置を制御し、船の挙動を決めることができる位置であって、船の操縦を行う主作業場所。この場所から、特に速やかな一連の操作が必要とされるときに、船を安全に操縦できること。

Monitoring:

稼働中の装置及び周囲の状況が着座又は立った状態そこから常時監視できる場所であって、複数の船員が船橋で当直しているときに操船及び操作場所にいる操縦者への助言及び船長やパイロットによる統制の実行や指導のために機能する作業場所。

Manual steering:

操舵手（出来る限り法的に、そうでない場合、必要であると要求される又はそうみなされる者）によって操舵される作業場所。席で作業する状態を考慮することが望ましい。

Docking:

船橋のウイングで入渠操船するための作業場所は、（パイロットが存在するとき）パイロットとともに航海士が外部と内部の全ての関連情報を監視し、操船を制御でき

るよう¹⁾にすること。

Planning and documentation:

船舶の運航が計画される作業場所（航路計画、航海日誌など）。船の運航に関するすべての事項を留意し、文書化する場所

Safety:

安全を提供する監視表示装置及び操作機器又はシステムが同じ位置に配置される作業場所

Communication:

遭難・安全通信 (GMDSS) 及び一般通信における操作及び制御のための作業場所

(6) 「無線通信における音声」として、25.0(e) (5) に規定するチャンネルと独立したチャンネルで記録されたVHF通信の音声

(7) 「レーダー画面に表示された映像」として、船舶設備規程第146条の12で要求される両方のレーダー装置の主表示装置の映像。データ圧縮して記録することでもよいが、再生の際に映像を忠実に再現できること。

(8) 「電子海図情報表示装置」の情報として、航行の主要手段として使用中のECDIS表示装置の電子信号を記録すること。データ圧縮して記録することでもよいが、再生の際に映像を忠実に再現できること。

(9) (略)

(6) 「無線通信における音声」として、少なくともVHF通信の音声

(7) 「レーダー画面に表示された映像」として、レーダーの表示画面に表示された全ての映像。データ圧縮して記録することでもよいが、再生の際に映像を忠実に再現できること。

(新規)

(8) (略)

- (10) 「船橋における警報」の情報として、全ての船橋内の機器に要求されている警報の状態、又は装備している場合には、個別識別警報として船橋警戒通報管理システムから受信した警報の状態を含めること。
 警報の種類は、決議A.1021(26)警戒通報及び標示器に関するコード、2009、表10.1.1を参照すること。
- (11) 「命令伝達装置及び舵角指示器等」の情報として、操舵指令、実際の舵角、装備していれば船首方位制御装置又は航跡制御装置の状態及び設定を含め、使用中の制御場所、状態及び電源装置。また、エンジンテレグラフィの位置、機関及びプロペラの直接制御装置の状態、装備していれば前進か後進かの表示を含めた船橋でのフィードバック表示を含め、使用中の制御場所。装備していればスラスターの状態を含め、使用中の制御場所。
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) 「船舶自動識別装置」の情報として、全ての船舶自動識別装置のデータが記録されること。
- (16) 「電子傾斜計」の情報として、再生の間、ローリング運動を再現できるものであること。
- (17) 「機器構成データ」の情報として、VDR及びこれに接続されたセンサーの機器構成を定めたデータブロックが、記録媒体に書き込まれること。データブロックは、船舶の装備に関し

- (9) 「船橋における警報」の情報として、全ての船橋内の機器に要求されている警報の状態
- (10) 「命令伝達装置及び舵角指示器等」の情報として、操舵指令、実際の舵角、装備していれば自動操舵装置の状態及び設定、エンジンテレグラフィの位置、機関及びプロペラの遠隔制御装置の状態及び実際の機関及びプロペラの状態、あれば前進か後進かの表示、装備していればバウスラスターの状態
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) その他に任意の追加情報
- (新規)
- (新規)

て最新のもものが維持されること。

(18) 「電子航海日誌」の情報として、IMOの基準に従った電子航海日誌に記録されている情報を記録すること。

(i) 第5号で要求される信号源へのインターフェースは、可能な場合には、IEC61162に従うこと。

(削除)

(削除)

(j) 第7号による「記録された情報」とは、情報の量を含む。また、同号の措置にも関わらず、修正を試みる行為が行われた場合、この行為についても記録されること。

(k) 第8号による「故障」とは、記録データの各項目が健全性についてチェックされ、補正できないエラーが検知されることをいう。

(l) 第10号による管海官庁が適当と認める措置は以下のとおりとする。

(新規)

(新規)

(b) 装置は、最低でも最近の12時間分の記録を保存すること。更新により古い記録が削除されてもよい。

(c) 上記の記録は、以下の要件を満足する保護容器に保存されなければならない。

(1) 事故後に取り出しができ、内容が安全に保持され、故意に変更できないように工夫されていること

(2) 事故後において最終的に記録された情報が破損せず回収できる確率を最大にすること

(3) 非常に見やすい色であり、再帰反射材が貼付されていること。

(d) 第3号の措置にも関わらず、修正を試みる行為が行われた場合、この行為についても記録されること。

(e) 全ての電源が断たれるまで、装置は作動すること。

(新規)

<p>(1) <u>情報を外部コンピュータに取り出すためのインターフェイスを提供すること。使用者が指定した期間の記録した情報のダウンロードを行うことができること。</u></p> <p>(2) <u>情報の取り出し及びデータ再生のため、以下の要件を満たすソフトウェアが搭載されていること。</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(3) <u>長時間記録媒体のインターフェースの所在を記載した情報及びダウンロードや再生等の際にそれと接続する手段を記載した説明書が、少なくとも英語で提供されること。装置の文書は、その情報及び説明書が、長時間記録媒体のインターフェースのできる限り近くの明瞭な位置に備え置かれることについての指針を含むこと。</u></p> <p>(m) <u>第11号の性能試験は、再生装置を使用して行ってもよく、全ての要求されるデータ項目が正しく記録されていることを確認すること。</u></p>	<p>(f) <u>第1号による情報を取り出すため、汎用ラップトップコンピュータと容易に接続できること。</u></p> <p>(g) <u>第1号による情報の取り出し及びデータ再生のため、以下の要件を満たすソフトウェアが搭載されていること。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>心得附則(平成26年12月26日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成27年1月1日より適用する。</p>	